

件名	愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 357 号）
<p>【改正の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯構成数と住戸規模等とのミスマッチの解消及び防止を促進するため、公募によらずに他の県営住宅への入居が可能となる事由（特定入居事由）の拡大 2 迷惑行為の禁止等を明文化するとともに、明渡し事由にしようとするもの <p>【改正の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「特定入居事由」の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 《従来の「特定入居事由」》 <ul style="list-style-type: none"> ・同居者の人数に増減があったこと。 ・既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける身となったこと。 《新たに追加する「特定入居事由」》 <ul style="list-style-type: none"> ・その他入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。 2 「迷惑行為」の禁止等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 迷惑行為等の禁止 <p>入居者は、周辺の生活環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</p> (2) 県営住宅の明渡し事由の追加 <p>県営住宅の明渡しを請求することができる場合として、「入居者が迷惑行為の禁止等の規定に違反したとき」を追加</p> 	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>「特定入居事由」の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居当初から世帯人数に不相応な規模の住宅に居住している場合 ・子供が大きくなり現在の間取りでは不適當である場合 ・知的障害者が作業場に近い県営住宅に移転することが適當である場合 	